

下線をクリックすると
該当するページへ移動します

平成28年第1回定例会
新冠町議会会議録
第2日 (平成28年3月10日)

◎議事日程 (第2日)

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 行政執行方針 (町長 ・ 教育長) |
| 日程第 3 | 議案第17号 | 平成28年度新冠町一般会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第18号 | 平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第19号 | 平成28年度新冠町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第20号 | 平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算 |
| 日程第 7 | 議案第21号 | 平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第22号 | 平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算 |
| 日程第 9 | 議案第23号 | 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 会議案第1号 | 特別委員会の設置について (平成28年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会) |

閉議宣告

◎出席議員 (12名)

1番 竹 中 進 一 君	2番 堤 俊 昭 君
3番 氏 家 良 美 君	4番 但 野 裕 之 君
5番 武 田 修 一 君	6番 須 崎 栄 子 君
7番 椎 名 徳 次 君	8番 秋 山 三 津 男 君
9番 武 藤 勝 圀 君	10番 長 浜 謙 太 郎 君
11番 鳴 海 修 司 君	12番 芳 住 革 二 君

◎出席説明員

町 長	小 竹 國 昭 君
副 町 長	中 村 修 二 君
教 育 長	杉 本 貢 君
会 計 管 理 者	小笠原 広 明 君
総 務 課 長	中 村 義 弘 君
町 民 生 活 課 長	佐 渡 健 能 君
保 健 福 祉 課 長	堤 秀 文 君
建 設 水 道 課 長	坂 東 桂 治 君
産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	島 田 和 義 君
企 画 課 長	佐 藤 正 秀 君
教 育 委 員 会 管 理 課 長	工 藤 匡 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	山 本 政 嗣 君
診 療 所 事 務 長	坂 本 隆 二 君
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	山 下 利 幸 君
総 務 課 総 括 主 幹	新 宮 信 幸 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	鷹 觜 寧 君
町 民 生 活 課 総 括 主 幹	山 谷 貴 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	関 口 英 一 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	本 間 浩 之 君
産 業 課 総 括 主 幹	坂 本 博 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 総 括 主 幹	湊 昌 行 君
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	長 谷 川 誠 君
収 納 対 策 本 部 次 長	田 村 一 晃 君
税 務 課 総 括 主 幹	杉 山 結 城 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	原 田 和 人 君
議 会 事 務 局 係 長	曾 我 和 久 君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さん、おはようございます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成28年第1回新冠町議会定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 但野裕之 議員、5番 武田修一 議員を指名いたします。

◎日程第2 行政執行方針

○議長（芳住革二君） 日程第2 行政執行方針 を行います。はじめに、町長より行政執行方針を述べたい旨の申出がありますので、これを許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 本日ここに、平成28年第1回新冠町議会定例会の開会にあたり、町政運営に対する基本姿勢と施策の概要を申し述べ、議員の皆さまをはじめ町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。今、我が国の経済は、安倍内閣が掲げた経済政策、いわゆる「アベノミクス」の取り組みにより、長期にわたるデフレ経済からの脱却までもう一息のところまできており、総じて緩やかな回復基調を維持しておりますが、個人消費の弱さや、新興国を中心とする海外経済の不透明感など、先行きの不安材料も見られるところでもあります。

こうした中、昨年9月にアベノミクス第2ステージとして、これまでの経済政策を一層強化し、経済の好循環を確立するため、新たな三本の矢「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」を放ち、それぞれの矢でGDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロを目指していくという政策が打ち出されました。これにより、経済を成長軌道に乗せるとともに、少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も、人口一億人を維持する、そして、誰もが活躍することができる一億総活躍社会を目指すこととしており、平成28年度は、この政策が本格的に動き始めることとなります。

一方、「地方創生元年」と位置付けられた昨年は、各自治体において「地方版総合戦略」の策定に取り組んできたところでもあります。今後は、地方創生のビジョンを描く段階から、

具体的な施策に取り組んでいく段階に移行することになります。

平成28年度町政運営の基本姿勢につきましては、第5次新冠町総合計画に定められた7つの基本施策に基づき事業を実施することを基本としてまいります。

なお、各分野毎の具体的な施策につきましては「主要施策の推進」の中で述べさせていただきます。国の「まち・ひと・しごと創生法」の公布を受け、地方公共団体は、「地方版総合戦略」による自治体の知恵比べの時代を迎えており、前例に捉われることなく、柔軟な発想や創意工夫、さらにスピード感をもって政策を推進していくことが重要であり、情報共有と町民参加のもとに、町民が主役の町政実現を図っていかねばなりません。

このような中で、本町の地方版総合戦略である「新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成27年度で策定いたしましたので、本年度は、戦略の四つの基本目標の実現に向け、本格的な歩みを進める年であり、この戦略に掲げた数値目標やKPIを達成していくことを念頭に、それぞれの取り組みを具現化し、地方創生を進めてまいります。

次に平成28年度 予算編成についてであります。安倍内閣は、「経済再生なくして財政健全化なし」を、経済財政運営の中心に据え、平成28年度の国の一般会計予算案について、一億総活躍社会の実現、地方創生の本格展開、持続可能な社会保障制度の確立、国土強靱化の推進など、「経済再生と財政健全化の両立する予算」と位置付け、その予算規模は過去最大であった前年度を上回り、額にして96.7兆円となっております。予算規模が過去最大を更新した背景には、所得税や法人税等の税収の伸びがあり、景気は緩やかな回復基調の兆しも見られるところであります。

地方財政計画においては、税収増などに伴い地方の安定的な財政運営に必要となる実質的な一般財源総額は確保されたところですが、本年度、当町における予算編成にあたりましては、今後予定される「恵寿荘・診療所」等の大型建設事業に備え、起債残高の減少に努めるべく、歳出の削減に努めてまいりましたが、各施設における維持補修費の増額により、一般会計の予算総額が、前年度対比4.5%増の50億4500万円となっております。歳入についてですが、自主財源であります町税につきましては、個人住民税において、一部業種の所得の増加が見られることから増収を見込んでおります。法人町民税においても、一部業種において低迷期からの脱却がみられることから、増収を見込んでおります。次に、固定資産税ですが、土地につきましては、大きな増減はないものの、家屋及び償却資産におきましては、日高食肉流通センターの増収が見込まれることから、前年度対比14%の増となっており、町税全体では前年度対比9.4%の増となっております。

次に、地方交付税ですが、起債償還額の減少に伴う交付額の減少と、昨年度交付された実績を考慮し、前年度対比1.6%減の27億2649万5千円を見込んでおります。

次に、歳出についてですが、本年度は、第5次新冠町総合計画に基づく各種事業を推進すると共に、新たな課題にも対応しながら持続可能な町政運営を行っていくため、限られた財源を重点的、かつ効果的に配分することを基本に、財政収支や将来負担を見据え、投資的経費につきましては、緊急度や優先度の高い事業から実施するよう予算計上をいたし

ております。この結果、6つの特別会計の予算総額は20億4373万5千円となり、一般会計を含む総額は70億8873万5千円となっております。

次に様々な施策について申し上げます。

まず、健康で安心して暮らせるまちづくりです。はじめに、「臨時福祉給付金」及び「年金生活者等支援臨時福祉給付金」についてです。

国は、平成26年度より実施している「臨時福祉給付金」を、平成28年度も継続するほか、高齢者世帯の年金生活者も含めた所得全体の底上げを図るために、新たな高齢者向けの給付金及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金として「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給することとしております。両給付金ともに低所得者への給付金であり、適時適切な給付を行うことが求められることから、国から具体的な実施方法が示され、給付を開始する体制が整い次第、支給事務を開始することで進めてまいります。

次に、「結婚記念品」についてですが、婚姻の届出をされた町民の方に対し「結婚記念品」として新冠温泉ホテルヒルズ無料宿泊券を昨年より贈呈しており、結婚の思い出として好評を得ており、今年度も引き続き実施してまいります。

次に、地域包括医療・ケア推進室の設置についてです。少子超高齢社会に対応するため、町立国保診療所の医師を中心に、地域医療に特化した保健、医療、介護、福祉の連携体制を構築します。これまで、保健は健康推進係で、医療は疾病の治療、介護・福祉は要介護者や要援護者の支援にとそれぞれ対応してきましたが、これからは、保健・医療・介護・福祉が一体となり地域や町民に働き掛け、疾病の治療や重症化、介護・認知症の予防はもちろんの事、健康の維持増進のための活動に重点を置いた地域包括医療、ケアにより町民の皆さんが健康で安心して暮らせるよう、診療所医師を中心に地域包括医療・ケア推進室を設置いたします。ここでは、他の医療機関との入退院の調整や退院後の在宅生活に支障のないように、診療所医師と地域包括支援センターやケアマネージャー、介護サービス事業者との調整を行うと共に、診療所に対応する健康診査や各種検診、予防接種等の調整などを行う、いわば、総合窓口の役割を担うものであります。また、これまで病気の治療と生活習慣の改善指導は各担当でそれぞれ行っておりましたが、今後は、国保診療所の医師や看護師、町の保健師、管理栄養士、歯科衛生士、介護、福祉の職員などが患者さんや介護を必要とする方の情報を共有し、相互に連携し合い、病気の重症化や介護予防などに取り組みます。併せて、国保診療所の医師がこれまで以上に検診や健康についての指導等に関わり、町民の健康づくりの意識の高揚や生活習慣の改善の取組につなげてまいります。

次に、地域福祉の充実についてです。地域福祉向上のためには、自助、互助、共助、公助による多様な地域の支え合いにより、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活できるまちづくりが不可欠であります。自治会や社会福祉法人をはじめ住民主体の組織等様々な主体と、在宅生活に必要な情報を共有し、課題に対して地域で取り組む基盤を構築するため、その中心を担う社会福祉法人や新冠町社会福祉協議会への支援を一層充実してまいります。

次に、高齢者福祉についてです。高齢者の健康長寿につながる生活的自立と、介護・認

知症予防に向けた取組であります。昨年から「いきいき100歳体操」の取組が市街地などで始まりましたが、その活動をさらに全町的に広げ、地域の主体による集いの場づくりと高齢者が可能な限り要介護状態に陥ることがなく、病気があっても生き生きとした生活が送れるよう支援してまいります。また、新冠町高齢者健康福祉計画に基づき、地域包括支援センターで行っております介護等に関わる相談や権利擁護、介護予防、認知症予防に関わる各種事業、要支援、要介護者の在宅生活に必要な訪問介護、移送サービス、ふれあい夕食事業などにつきましても、利用者の視点に立った改善を常に行い、事業を継続させてまいります。

次に、児童福祉の充実についてですが、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図る「子ども子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートしております。新制度においては、利用者負担は、公立・私立いずれの施設を利用しても、共通した利用者負担になったほか、町が独自に設定しております負担軽減措置は、新制度移行後も継続し、負担の増加にならないよう措置したところです。平成28年度は、同一世帯で複数の子どもが施設を利用している世帯の多子軽減につきましても、多子の対象となる子どもの年齢制限を撤廃する制度改正が行なわれることから、当町におきましても同様の軽減措置を図り、児童福祉の充実に努めてまいります。

次に、障害者福祉についてですが、第4期「新冠町障害福祉計画」に基づき、自立支援や各種支援事業をはじめ、昨年オープンいたしました社会福祉法人ほくと園が運営します「就業・地域生活サポートセンターえましま」におけるグループホームなどで、生活する障がい者の日常生活の支援や就業支援、相談支援などと積極的に連携し、障がい者の方の自立を支援するとともに、地域のお子さんをはじめ、高齢者の方々との交流事業も併せて支援してまいります。

次に、町民の皆さんの健康の維持増進についてです。年代や、ライフステージに応じた快適な生活を送れるよう、自己効力感や地域コミュニティを活用した生活習慣の改善につなげる健診や各種予防事業を継続して実施してまいります。特に、生活習慣病や、介護予防のための特定健診、特定保健指導の受診率の向上対策と、健診結果に基づく生活習慣の改善への支援を、国保診療所の医師と保健師等が一体となっていくなど健康寿命、自立寿命の延伸につながる取組みを強化してまいります。本年度は、新たに胃がんの予防と早期発見を目的に、その原因の一つでありますピロリ菌感染の早期検査と、治療の啓発のための研修会を開催するとともに、40歳以上の胃がん検診を受診された方へのピロリ菌検査費用も助成してまいります。さらに、昨年大好評でありました移動健診車による脳MRI検診も継続実施し、健診受診のきっかけづくりと主体的な健康管理につなげてまいります。今後は、診療所、保健センター、地域包括支援センター、自治会や老人クラブなどの地域組織とも連携をさらに強化し、生活習慣の改善、健康意識の啓発活動を継続して実施してまいります。

次に、国民健康保険の運営についてですが、医療給付費は、平成26年度においては減

少傾向にありましたが、27年度は再び増加傾向に転じているところであります。言うまでもなく、国保会計は医療費の増減に大きく左右される会計ですので、被保険者の方の生活習慣の改善による疾病の予防、早期発見・早期受診、早期治療なくしては、常に町民の皆さんの負担増に直結いたします。このことから、被保険者の方には、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を決めていただき、日頃から健康相談や早めの受診、さらには、治療薬の確実な服用を行っていただくとともに、努めて健康診査や予防事業を主体的に受診していただきたいと考えております。保険者といたしましても、保険事業やかかりつけの医師、歯科医、薬剤師制度の普及啓蒙、後発医薬品のさらなる推奨や特定健診や特定保健指導の受診環境の整備などの改善を図るとともに、健診や受診で得られたデータを、被保険者の方の健康づくりに活用するための国保データヘルス計画を策定し、計画に基づく保健指導、生活習慣の改善などを進め、医療や介護の費用軽減と安定的な保険運営に努めてまいります。

次に、新冠町立国民健康保険診療所の運営についてですが、診療所は、町内唯一の一次医療圏における医療機関として、町民の健康保持のため、これまで、救急等緊急時を含む24時間体制を継続しておりましたが、町民の医療機関に対する受診動向の変化による患者数の減少に加え、医師、看護師等の医療スタッフの人材確保が厳しさを増すなど、経営の見直しを図る必要が生じてきたことから、昨年12月をもって入院病床を休止し、夜間・休日における診療も中止したところであります。このため、町民の入院環境を確保する必要があることから、新ひだか町と医療連携協定を締結し、町立静内病院及び三石国保病院での受入れを確保しているところであります。一般診療においては、これまで同様、常勤医師による内科診療のほか、専門医による定期診療として、月2回の循環器診療と、週1回の整形外科診療を継続実施しておりますが、運営面において、外来患者の減少や、施設の老朽化等、解決すべき諸問題が山積しておりますが、医療と保健・福祉・介護との連携をより一層推進するとともに、4月から診療所内に新たに「医療相談室」を設け、町民から医療に関する相談に気軽に応じられる体制を整備し、町民の信頼を受ける地域に根づいた医療機関として診療所の体制づくりに鋭意努力を続け、町民皆さんの健康の保持と、医療の安心安全を確保しつつ、診療所運営を展開してまいります。

次に潤いのある環境を創設するまちづくりについてですが、はじめに、地球温暖化対策についてです。平成24年度から5カ年間の期間を定め開始いたしました、新エネルギー・省エネルギー導入助成事業は本年度が最終年となります。太陽光発電システムやヒートポンプなどの住宅機器導入及び、LED照明への転換などを支援し、省エネ・二酸化炭素削減による地球温暖化の防止に貢献する取組みを各家庭から広め、その推進を図ってまいります。また、LED照明が未整備の公共施設及び、自立型の街路灯に係るLED化につきまして、財源を含む導入方法等について調査、検討を進めてまいります。

次に、ごみ処理及びリサイクルの推進についてですが、平成15年度からごみの減量化と資源ごみの分別収集に取り組んできました。これまで、ごみ袋に持ち手を付けた形状に変

更するなど利便性の向上に努めてまいりましたが、今後も適正なごみの排出に繋がるよう、利便性の向上に努めるとともに、ごみ減量化と資源保護の観点から、ごみの分別収集と減量化を図ってまいります。

次に、環境衛生の推進についてですが、平成13年度から制度化しております「新冠町合併処理浄化槽整備事業」につきまして、本年度も定住移住促進制度の対象分も含め、生活雑排水による環境汚染を防止し、生活の質や公衆衛生の向上のため、助成を継続してまいります。

次に、火葬場の維持管理についてですが、火葬場につきましては、平成24年度において1号炉側壁等改修工事を行うなど、これまで適時必要な維持補修を行ってきたところですが、2号炉につきましては、建築当初の仕様で、現在の大型化した棺サイズに対応できないことが多いことから、拡張工事を実施いたします。

次の快適で暮らしやすいまちづくりについてですが、はじめに、公営住宅の整備についてです。

「新冠町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、国の交付金事業を活用した「ひがつら団地の内部改修工事」及び「節婦ふれあいタウンの内部改修工事」等、各団地の修繕工事を行い快適な居住環境をめざしてまいります。また、一般住宅における耐震改修や、省エネ・バリアフリーなどの改修工事に対する補助事業であります「新冠町住宅リフォーム助成金交付事業」を本年度も継続してまいります。

次に、水道事業についてですが、現在、新冠地区、新冠第一地区、新冠第二地区の3地区が、簡易水道事業として認可を受け、運営しておりますが、今後の補助事業の採択条件に「一事業者、一事業」という、統合をした事業認可が必要となるため、事業認可変更を実施してまいります。また、道営事業により、芽呂地区の導水管及び配水管の調査設計などが行われます。

次に、下水道事業についてですが、「長寿命化計画」に基づき、交付金事業を活用し、本年度もマンホールポンプ所などの機械、電気設備の更新工事を中心に、継続して行なってまいります。また、新冠ポンプ場の耐震補強及び修繕の実施設計も、交付金事業を活用し行なってまいります。

次に、河川事業についてですが、堆積土の除去や立木伐採等により河川断面を確保するとともに、護岸等破損箇所の補修工事を行い、河川施設の予防保全、減災対策などに努めてまいります。

次に、道路事業についてですが、東川地区から芽呂地区を結ぶ幹線道路は、道路本体部分が完了しましたので、平成28年4月1日より供用を開始するとともに、本年度中の完成をめざし、法面保護等附帯工事を行ってまいります。

また、新規交付金事業として、本年度から新冠市街地線1号支線の改築工事を行ってまいります。橋梁の長寿命化工事は、策定した年次計画に基づき、交付金事業により補修工事を中心に本年度も継続してまいります。また、大狩部勝山紺野線などの舗装工事、及び

オーバーレイ工事の継続により、交通安全対策、道路機能の向上、生活基盤の安定を図り、その他の路線におきましても、補修や排水などの維持管理を行い、道路施設の予防保全、減災対策などに努めてまいります。

次に、地域公共交通の確保についてです。自家用車の普及や人口減少の影響などにより、公共交通の利用者人数が年々減少傾向にあります。一方で高齢化の進行に伴い交通弱者が増加し、地域公共交通の果たす役割は重要性を増すことから、より利用者のニーズを捉えた「地域の足」を確保することが、将来を展望した町づくりにおいて必要であります。このことから、国道から内陸部において運行しておりました道南バス路線をすべて廃止し、西新冠地区においては平成23年度から自宅送迎型のデマンドバス（予約運行方式）を運行し、「地域の足」として定着しておりますので、引き続き運行してまいります。また、昨年度より町内全域及び新ひだか町静内地区の医療機関への送迎機能を付加した、コミュニティバス「メロディー号」の運行を開始し、利用者の皆さんの声に耳を傾け、運行時刻や運行経路、利用対象者等の見直しなどを行い、利便性が高く効率的で持続可能な当町独自の地域公共交通として、引き続き運行してまいります。

次に安全で安心して暮らせるまちづくりについてですが、はじめに、防災対策についてです。平成28年1月14日震度5弱の浦河沖地震は、記憶に新しいところですが、予期せぬ災害に備え、防災事業を実施し、自助及び地域による共助の意識醸成、向上に努め、町民と共に「災害に強いまちづくり」を進めてまいります。本年度は、防災備蓄品の更新、補充や既存の設備の維持管理を行うと共に、津波や大雨、土砂災害などの自然災害に対し、速やかに対応できるよう危機管理体制の強化に努めてまいります。

次に、交通安全及び防犯対策についてですが、交通安全を確保するためには、一人ひとりが人命の尊さを認識し、日常生活を通じて自主的に交通安全に取り組む必要があります。そのためには交通安全意識の高揚を図ることが必要とされることです。本年度も町交通安全推進委員会と連携を更に強化し、交通安全指導員の研修事業の支援、及び啓発活動や、道路交通環境整備等の総合的な交通安全対策に努めてまいります。

さらに、町民生活の安全の確保、地域の安全の確保に向け、新冠町防犯協会及び関係機関と連携を図り、安全で住みよい町づくりを目指してまいります。

次に力強く安定した産業づくりについてですが、はじめに、農業の振興についてです。農業は町の基幹産業として着実に成長し、これまで大きく地域経済の発展に寄与するとともに、生産者の安全・安心を基本とする良質な農畜産物づくりは、国民の生命と健康を支えてまいりました。このような中、TPP（環太平洋経済連携協定）は協定発効への見通しや国内農業への影響について農業者の不安や懸念を残したまま、交渉参加12ヶ国による大筋合意を経て署名に至りました。政府ではTPP関連政策大綱を策定し、関連予算を提示されましたが、生産現場にとっては十分な対策とは言い難く、今後とも農業者の皆様が意欲的に、そして安心して再生産に取り組めるよう実行性のある国内対策を求めてまいります。農業全般に向けまして、当町の農業振興策の基本方針となります第5次新冠町農

業振興計画の計画期間が28年度をもって終了いたします。現計画の検証やTPPをはじめとする農業情勢の変化を踏まえつつ、農業所得の向上や諸課題の解決に向け、新冠町農協や関係団体、生産者組織と知恵を出し合いながら、第6次計画の策定を進めてまいります。水稻・畑作の振興につきましては、水田営農と畑作を中心とした経営所得安定対策事業や地域の共同活動により農地を保全する中山間地域等直接支払制度の円滑な実施を進め、安定的な農産物の生産と農業所得の向上に努めます。また、ピーマンは新設された集出荷選別施設の稼働に伴い、増産意欲が高まりを見せておりますが、野菜促成栽培整備事業の補助対象に自動換気装置を加えるなど生産面積の維持・拡大に向けた支援を継続してまいります。軽種馬振興につきましては、強い馬づくりに資する競走馬生産振興事業の利用を促進するため、日本中央競馬会や地方競馬全国協会など関係団体に対し、対象要件の緩和や支援の拡充について要請してまいります。販売対策ではインターネットを活用した売り馬情報システムの利用拡大に向けて支援を継続するとともに、コンサイナー費用への助成につきましては「ふるさと納税」の益金を活用した増額支援を行ってまいります。また、ホッカイドウ競馬や地方競馬での協賛レースやアイバ祭の実施など売上向上対策への支援も引き続き行い、馬産地として競馬事業の振興に努め、新冠産馬の販売向上に繋げてまいります。酪農振興につきましては、良質な生乳の生産やゆとり・豊かさを持った酪農経営のために、乳牛検定組合や酪農ヘルパー組合への支援を継続してまいります。また、町有牧野での預託事業を通じ、自給飼料や労働力不足の解消を図り、放牧管理を介した家畜の健康増進と健全育成に努めてまいります。肉牛振興につきましては、和牛センターにおける適正な飼育管理や、なお一層の肥育技術の向上に努めるとともに、当センターの利用を促進し、育種価データを活用した能力の高い繁殖雌牛の選抜を進め、効率的な和牛改良を推進してまいります。また、育種価能力の高い町有牛から採卵した受精卵につきましては、引き続き和牛改良組合及び酪農振興会に提供し、受精卵を用いた乳肉連携による和牛繁殖基盤の更なる強化と低コストな生産体制の構築に努めてまいります。家畜防疫につきましては、家畜自衛防疫組合など関係機関と連携し、家畜伝染病の発生予防に努め、引き続き予防注射や伝染病検査を支援するとともに、農場周辺での消毒の徹底や関係者以外の立入制限など飼養衛生管理の充実に努めてまいります。毎年度、エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣により多大な被害を受けておりました農作物につきましては、これまでの駆除対策や電気柵など被害防止対策の効果もあり、被害面積は減少傾向に転じておりますが、日高西部鳥獣被害防止対策協議会の活動を通じ、捕獲ワナや電気柵の設置を継続し、農業被害の軽減に努めてまいります。また、著しい被害を及ぼすエゾシカの生息数は減少傾向に見受けられますが、拡大に転じないよう本年度も有害駆除期間を通年に設定し、猟友会新冠分会の協力を頂きながら駆除を促進させてまいります。

次に林業の振興についてです。森林は循環利用を可能とする貴重な財産であるとともに、安全な国土の形成や自然環境の保全、さらには地球温暖化防止にも貢献するなど私たちの生活に密接に関わっておりますが、木材価格の低迷や森林所有者の世代交代など森林経営

への意欲や関心の低下から施業管理を長期間放置される懸念もございます。このため、長期的な視点に立った適切な森林整備や国産木材の利用促進に向け、所有者や面積など森林に関する情報をデータベース化した林地台帳の整備について検討を進めます。町有林につきましては、森林経営計画に基づき、伐期を迎えた若園地区のカラマツ10.2haの皆伐や岩清水・明和地区のカラマツ、トドマツ60.52haの間伐のほか、植栽や下刈りなどを継続的に実施し、森林資源の有効活用や将来にわたる森林機能の維持のための事業を実施してまいります。民有林につきましては、森林所有者の計画的な森林整備を促進するため、民有林振興対策事業などの啓発に努め、引き続き支援を行ってまいります。また、分収林契約を締結しております結婚の森につきましては、伐期を迎えるまでに数年を要しますが、適正な保育管理が滞っている箇所も見受けられるため、日高中部森林組合と連携のうえ森林所有者への適正な管理を促します。

次に水産業の振興についてです。沿岸漁業を主体とする当町にとって、限られた資源と漁場を有効に活用し、資源回復や生産増大に向けた取組みが重要であり、漁業協同組合や関係団体との連携を図りながら、安定生産に向けた資源づくりと資源管理に努めてまいります。主力となるタコ漁につきましては、国の支援により整備されるタコ産卵礁の周辺に、稚ダコ保育礁の設置を組み合わせることで、幼稚仔の生育を保全し効果的な生産基盤の構築に期待できることから、引き続き支援をしてまいります。希少資源であるマツカワは、日高海域において順調に漁獲量の増加が見られますが、魚価が低迷していることから、関係団体と連携のうえ引き続き魚価向上対策に取り組んでまいります。また、資源回復のためホッキ漁場の耕うんを継続してきた水産多面的機能発揮対策事業につきましては事業内容が見直され、本年度から国や北海道の負担割合が減少となりましたが、事業執行に支障が生じないよう町費負担を増額して対応してまいります。地元漁業者から各種要望を受けております漁港整備事業につきましては、早期に整備が図られるよう引き続き関係機関に要望してまいります。

次に商工業の振興についてです。商工業の経済活動は、人々の働く場の提供と様々な商品・産品・サービスを提供するとともに、町民の日常生活を支える重要な経済基盤となっております。活力ある商工業の振興を図るためには、商工会の機能を最大限に発揮していただき、社会や消費者の変化に柔軟に対応できる会員の経営改善や新規事業への取組などに積極的に関わっていただきたく、引き続き商工会活動への支援を行ってまいります。また、中小企業者が事業経営に必要なとされる資金を円滑に調達できるよう苫小牧信用金庫に原資預託をしている中小企業振興資金融資制度並びに当資金の借入実行に必要な保証料に対する補助制度につきましては継続して実施し、中小企業の育成と経営合理化を推進してまいります。雇用対策につきましては、技能職労働者の人材確保と育成のため、引き続き資格取得費への助成を行うとともに、農林漁業との連携など雇用機会の拡大について検討してまいります。また、季節労働者や失業者に対する通年雇用の促進につきましては、新ひだか町と共同で設置しております日高中部通年雇用促進協議会をはじめ、ハローワー

クや関係機関との連携を図り、雇用機会の確保と安定に努めてまいります。

次に、観光振興についてですが、老朽化が進行しております新冠温泉について、快適性の確保や長寿命化などを考慮し、複数年にわたり大規模な改修工事を実施することとし、本年度は、屋根や施設外部木部の塗装改修等の工事を実施いたします。この他、森林公園内の遊具やキャンプ場の各種修繕をはじめ、乗馬クラブや道の駅など観光関連施設の適正な管理に努め、利用者の快適性や安全性の確保に努めてまいります。また、ソフト面では、日高振興局と管内7町、日高地域日台親善協会が連携し、サイクリングを通じた日高地域の観光PRとして、台湾メディアや旅行事業者、自転車愛好者等を招聘し、台湾国内での情報発信等を行う大規模な事業を計画しております。なお、町内における観光の推進体制として、地域おこし協力隊制度により観光協会に従事している事務局長は任期満了となりますが、引続き専任の事務局長として配置するほか、町の観光担当者も加わり一体となって取り組んでまいります。さらに、地域おこし協力隊員として活動している観光振興プロデューサーと観光協会事務局員の両名につきましては、それぞれの活動と並行して、任期満了後における町内での起業や定住に向けた準備にも取り組んで頂くとともに、必要な支援等をしてまいります。

次に学校、家庭、地域社会が一体となった人づくりについてですが、教育の目的は「人格の完成」であります。そのためには、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められております。この生涯学習社会の実現に向けて、平成27年度から実施しております「総合教育会議」において、教育委員と教育政策について協議、調整を図り、緊密な連携をとり、学校・家庭・地域社会が一体となった「生き生きふるさと教育」の推進に努めてまいります。

はじめに、学校教育についてですが、これからの社会に適応した、たくましく生きる力を育む児童生徒のため、ICT教育をはじめとした学習環境整備を進め、地域食材を取り入れ、生産者から学ぶ「ふるさと給食」を充実させた食育の推進を支援いたします。また、地域の特色ある教育を進めるため、幼小中の連携をさらに充実させ、「地域参観日」の実施により、地域と学校との連携を推進し、開かれた学校、信頼される学校づくりについて支援、協力してまいります。認定こども園ド・レ・ミでは、従来の教育・保育の一層の充実を図るとともに、増加する園児に対応した安心、安全な施設対応について支援してまいります。

次に社会教育についてですが、町民の皆さんが生涯にわたって自主的に学び自主的に活動できるよう、学習や体験機会の充実を努めてまいります。特に、レ・コード館を中心とした社会教育施設が一層利用しやすく、それぞれの活動の質を高めることができるよう、計画的な施設整備と事業活動を支援してまいります。また、町民の皆さんが生きる力を育み、生きがいを実感できるよう、それぞれの年齢層において展開されている、文化活動やスポーツ活動を支援することで、社会教育活動を推進するとともに、学校・家庭・地域社

会の連携、協調に努めてまいります。

次に自立したまちづくりについてです。まちの根幹を成す人口の確保につきましては、本年度が最終年となる第2期定住・移住支援事業により、住宅の取得に対する各種助成金等の交付を行い、持ち家の奨励と中古住宅の流通による定住の促進及び、空き家対策にも並行して取組んでまいります。また、人口減少対策として国を挙げて取り組む地方創生につきましては、町の総合戦略に基づく新規事業を国の新たな交付金の活用を前提として、平成28年度の補正予算において計上すべく事務を進めてまいります。また、新たな雇用の創出と定住人口の確保に貢献している、日高食肉流通センターにつきまして、町の企業誘致条例に基づく奨励金を3年間交付し、経営の安定化と地域経済の活性化を促進してまいります。なお、人口減少や少子高齢化の進行と相俟って、町内の公共施設及びインフラ施設の老朽化が、今後のまちづくりにおいて、財政負担を伴う重要な問題となることから、これらの中長期的な視点で推進する行動計画となる、「公共施設等総合管理計画」を策定することとしております。策定にあたりましては、議会はもとより、各自治会の代表をはじめ、必要に応じて関係者の意見等をお聞きし取り進めてまいりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

さらに、地方創生や時代に合ったまちづくりを推進するためには、何より多様な人材が必要不可欠でありますので、新たな人材育成事業を展開するための組織を立ち上げたいと考えております。また、役場職員が横断的かつ継続的に、まちの課題やその解決に向けた政策提案等ができる仕組みも構築したいと考えております。

以上、平成28年度における町政執行に臨むにあたっての、私の所信と主な施策について述べさせて頂きました。人口構造や社会経済情勢の変化により、本町が抱える課題は、多様化・複雑化するとともに、山積しております。このような課題に対応していくためには、これまで以上に強い信念を持って町政運営に当たらなければならないと考えております。そして、これから生まれてくる子どもたちが、いつまでも元気で健やかに新冠町で過ごしていただくことができるよう、町民の皆さんと協力しあい、一体となった町づくり、協働のまちづくりを行い「小さくてもキラリと光るまち」「小さいからこそできる心あたたかいまち」の実現に向け、全力で町政を推進してまいりたいと考えております。最後になりましたが、議会議員の皆さんをはじめ、町民の皆さん、関係機関、関係諸団体の皆さんの特段のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政執行方針が終わりました。次に、**教育行政執行方針を行います。**杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、平成28年第1回定例会の開会に当たりまして、平成28年度の教育行政執行方針を申し上げます。

はじめに、平成27年度は、議員各位・町民の皆様方のご協力により多くの事業の推進と

成果を挙げることができましたことに対しまして、感謝申し上げます。主なことを振り返ってみますと、学力向上では、全国学力・学習状況調査の結果、多くの教科が全国平均・全道平均を上回ることができ、体力向上では、全国体力・運動能力調査の結果、平成25年度以降、漸次向上傾向が見られ、豊かな心では、いじめ根絶に向けた「いじめ防止基本方針」の策定等、取組が強化され、教科化に向けた道徳授業の研究、充実が図られました。開かれた学校づくりでは、朝日小学校100周年記念駅伝、地域公開参観日に加え、両小学校で、管内規模の授業公開が開催されました。子どもたちの諸活動については、中学校の吹奏楽部が2年連続金賞を受賞しキララでの演奏、「劇団ど・こ〜れ」と「ジュニアジャズバンド」が初の札幌公演、スポーツを含め多くの全道・全国大会への出場を果たす大きな成果を上げられました。また、2年目を迎える検定料助成制度では、漢字検定・英語検定への受験者の増加に繋り意欲的な姿勢が見られ、学力向上に繋がる効果を上げることができました。昨今、少子高齢化・人口減少の中で地方創生の取組が進められ、教育においては、教育委員会制度の改正をはじめとして、種々の教育制度改革の進展により、道徳の教科化・大学入試の改革・英語教育の充実・次期学習指導要領改訂作業等が急ピッチで進められています。このように変化が激しく、先行き不透明な時こそ、教育は不易と流行を見極めつつ、究極的には人格の完成を求め、そのために児童生徒にどのような資質や能力をしっかりと身に付けさせるかが教育行政の課題であります。即ち、教育は人づくり、町づくりの礎であり、将来を見据えた展開が求められています。北海道では、平成29年度を目標に学力・体力・生活改善の取組が進められています。本町においても、これからの社会を力強く生き抜く、心豊かで自立した人づくりが求められています。そのため、平成28年度 新冠町教育行政の推進にあたり、変化に向き合い、地域を見つめ、地域に開き・信頼され、地域とともに歩む学校・教育を〜ふるさといきいき教育の一層の着実な進展〜をモットーに基本姿勢として「未来への展望、全ては子どもたちのために」と「意欲的な学びと豊かな心を育む文化の町 新冠」を堅持し、教育行政を推進していく所存です。次に、平成28年度の教育行政推進の重点について、申し上げます。その第一の重点は、「これからの社会をたくましく生きる力の育成」です。まず、学校教育の推進に当たりましては、子どもたちに社会で生きる実践的な力の育成が求められています。そのためには、次期学習指導要領の方向性を見極め、学校課題の確実な把握と解決のために学力向上に資する効果的な教育課程を編成・実施します。確かな学力を育成するために、学習指導の工夫・改善を行い、全校的な学習過程や学習規律の統一のもとに、学習環境の整備を進めます。ICT教育推進委員会と連携し、デジタル教科書の配備・タブレット用ソフトの充実を進め、ICT機器の活用を奨励し、児童生徒の意欲喚起を図り、授業の効率化と充実を進めます。課題となっている家庭学習時間の充実や生活リズムの確立を図るために、PTAとの協議・啓発活動等を通して理解を深め、望ましい生活習慣の形成を図ります。個別の支援が必要とされる児童生徒が増える中、町特別支援教育連携協議会を通して、関係機関と連携し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進を図ります。校舎教室など

施設・設備や理科・体育などの教材・教具の整備をすすめ、学習環境の一層の改善を図ります。

次に、豊かな心と健やかな身体の育成についてです。「特別な教科 道徳」の実施に向けて、学校として重点内容項目を設定し、校長の明確な方針のもと、道徳教育推進教師を任命するなど校内体制を確立します。そのうえで、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた研修や道徳教育推進のための全体計画や別葉等の計画を一層充実し、道徳授業の実践的な展開と公開に努め、道徳教育の質の向上を図ります。いじめ防止基本方針に基づきいじめの未然防止や関係機関との連携、児童生徒サポートチームを活用し不登校対策を進め、生徒指導の充実とともに教育相談体制の確立に努めます。読書活動の充実のためにPTAと連携し家読の奨励を図り、すべての学校図書室に新聞を配備し、言語活動の充実・情報活用能力の向上を図ります。健康な歯づくりのため、虫歯予防のフッ化物洗口事業の対象学年を拡大して、継続実施します。年2回の「ふるさと給食」に加え、新冠産牛乳の使用を拡大するなど、年間を通して地場産品を活用した食育の推進を図ります。学校におけるアレルギー対応のために校内研修を促進します。加配教員や体力向上推進委員会を活用し、マラソンや縄跳びなどの「一校一実践」の取組を奨励し体力づくりを推進します。関係団体と連携した防犯・防災訓練を実施し幼児・児童・生徒の安心・安全な生活を維持するように努めます。

三番目は、信頼される学校づくりについてです。校長の明確な経営方針とリーダーシップのもと、教職員の学校経営参画意識の高揚と学校運営の活性化を図り、チーム学校として組織的な運営を支援します。現職教員研修講座の継続、各種研修会等への積極的な参加を奨励し、教職員の指導力の向上とともに、資質の向上を図ります。幼小中連携協議会を通して交流・相互訪問を継続し、学校等の連携を強め、円滑な接続のもとに一貫した教育の推進を進めます。効果的な自己評価と公開・情報提供を行い、一層の外部評価の充実を図りマネジメントサイクルを働かせ、学校経営の改善を進めます。新たな学校職員人事評価制度のもとで、意欲の喚起を図り、教育公務員として負託にこたえ使命感と法令遵守に則り服務規律の徹底に努めます。教育委員会として、それぞれの学校課題を解明するため、研究指定校制度を設けます。そのために、教職員の指導力向上を目指し、視察・調査研究や授業実践を広く公開し、情報発信する取組を支援していきます。開かれた学校づくり・地域とともに歩む学校づくりのため、ニーズに基づき、学校ボランティアの支援を広く求めていきます。

四番目は、開かれた就学前教育・保育活動の推進と子育て支援の充実についてです。認定こども園ド・レ・ミの開園以来5年間の成果や実践を基本に、第2期の教育・保育計画を策定し、子育て支援センターと一体的な運営を進めます。保育教諭の視察研修や講師を招聘した研修、日常実践の交流等を通して一層の指導力の向上を目指した教育保育の質の向上を図ります。連携型認定こども園の特色を活かした教育と保育の一体的運用で、就学前教育を充実させ、子育て支援・啓発に努めます。幼小中学校が連携を図り、幼児・児

童・生徒の一層の交流を拡大するとともに、円滑な接続と指導者レベルの交流を促進します。

第二の重点は、社会教育の推進についてです。本年度は、「第7次社会教育中期計画」の初年度でございますので、基本目標として掲げました『学校・家庭・地域社会が一体となった「ふるさと力」の向上と人のネットワークを活かした生涯学習社会の実現』に向け邁進してまいりたいと存じます。そのために、町民憲章の理念を改めて念頭に置き、「レ・コードな町にいかっぷ」の実現に向け、レ・コード館を拠点とした特徴ある事業の推進を継続するとともに、学習機会や体験型事業の充実を図り、町民の多様化する学習ニーズに応えてまいる所存でございます。まず、レ・コード館における社会教育の充実についてあります。音楽の町としての特徴を活かした文化活動の向上を目指し、文化協会をはじめ各団体との連携強化を図ってまいります。特に、文化芸術活動を通じ、町民のみなさんがステージ発表を通じて緊張感や達成感を体感できる取組みを進めてまいります。平成29年にはレ・コード館開館20年の節目を迎えますので、老朽化に対応した施設管理を進めるとともに、記念事業のあり方、館運営や収集レコードの管理・活用方法などについて方針を示してまいります。

二つ目は、社会体育の充実についてでございます。体力向上や健康づくりは、家族や地域の絆を深め、明るく豊かな生活をおくる上で、重要な役割をもっておりますので、多くの町民がスポーツに気軽に取り組める環境整備に努めてまいります。特に近年では、健康型スポーツ活動に関する町民ニーズが高まっておりますので、体育関係団体や保健・医療・福祉分野との連携を図り、スポーツレクリエーションの普及推進に努めてまいります。施設管理や社会体育事業のあり方については、昨年から検討してまいりましたが、本年度からは職員体制を強化し、教育委員会が主体性をもって施設管理や体育振興事業に取り組んでまいります。また競技スポーツにおいて、予選を勝ち抜いて全道、全国大会に出場する個人・団体に対する助成について、教育委員会が助成基準を明確化した上で、体育協会と連携した助成を行うことで、競技力向上と、選手・指導者育成などの支援強化を図ってまいります。

三つめは、図書プラザ事業の充実についてでございます。幼児を対象として実施しております「ブックスタート事業」は、子どもの本に対する興味関心を高め、親子の絆を深める上で効果的であるとの評価を踏まえ、継続した取組みを行ってまいります。読書記録手帳に関する周知や、読書週間事業などを通じ、利用者の利便性に配慮するとともに、本や学習の視点以外でも、知の拠点として、町民が気軽集えるプラザ運営への工夫に努めてまいります。今年度から始まる第2次子どもの読書活動推進計画に基づき、学校図書室への支援を継続するなど、児童生徒の読書意欲の向上に努めてまいります。

四つめは、郷土資料館事業の充実についてであります。資料館がもつ「資料収集」「整理保存」「調査研究」「教育普及」という4つの機能を活かし、町民に親しまれる館運営の工夫に努めてまいります。新冠に伝わる逸話や古老談などをまとめた「新冠百話」は、平成

29年度の完成を予定しておりますが、特に子供向けに残したい逸話や伝説を選定し、絵本としてまとめる取組もあわせて進めてまいります。幌尻岳の名勝指定に伴う啓発のため、町内に看板を設置するほか、ホロシリにまつわる伝説や自然環境の素晴らしさについての伝承事業を継続してまいります。

五つめは、青少年教育の充実についてであります。児童館事業は、遊びや体験を中心に実施する、放課後子ども教室との連携で運営しておりますが、本年度からは職員体制を強化し、学童保育の要素を強化した取組みを行ってまいります。また、スクールバスを活用し、朝日小学校児童が放課後、児童館利用やスポーツ活動等に参加しやすい環境を整えるなど、子育て支援や、子どもの活動機会の拡充に努めてまいります。少年国内研修事業については、継続した取組を予定しておりますが、交流を行っている沖縄県金武町子供会から、明年1月の北海道研修の折りに、来町したい旨の意向を伺っております。金武町には、当町研修生のホームステイなどでお世話になっておりますので、来町が正式決定しましたら、受け入れについて具体的な準備を進めてまいります。

六つめは、成人教育の充実についてであります。各年齢層の多様な学習ニーズを的確に把握し、きめ細かな支援活動を展開してまいります。高齢社会への対応として重要となる高齢者教育は、いきいき大学を中心として、町が実施する介護予防事業との連携強化により、参加しやすい事業運営に努めてまいります。家庭教育においては、親同士のつながりの強化を推進するとともに、「地域ぐるみでの子育て」への意識を醸成するため親世代に対する学びの支援を行い、PTA連合会とも連携した取組みを推進してまいります。

第三の重点は、「地域全体ですすめる教育と教育委員会の役割」についてです。学校に求められる教育課題が複雑化・多様化してきている中、新教育委員会制度のもと、一段と教育委員会の責任と役割が増してきています。そのため、総合教育会議を通して町長部局・各課との連携、関係機関の協力を得て、児童生徒を取り巻く諸課題の解決に努めます。「教委だより」の発行などを通して積極的な情報発信に努め、開かれた教育委員会運営を行います。学校訪問や視察研修を行い教育課題の把握を行い、その解決のために校長会やPTAなどの団体と連携して進めます。運営については、自己評価を行い、客観的な外部評価を充実して、さらに改善に努めます。学校支援地域本部など地域の方々の参画を得た学習や体験・交流活動を促進し、地域の教育力が向上されるように努めます。児童生徒に対して、教育賞などの表彰や種々の奨励事業・町独自の奨学金制度・漢字英語検定料助成制度などを継続し、生涯学習活動の支援を図ります。経済的理由により就学が困難な家庭に対する就学援助事業の推進に当たり、助成項目を拡大するなど援助内容の充実を図ります。

むすびに、「子どもは、親の後ろ姿を見て育つ」と云われます。子育ての基本は、「赤ん坊の時は、肌を離すな」「幼児の時は、手を離すな」「子どもの時は、目を離すな」「大人になっても、心を離すな」です。ですから、子どもは、家庭で躰けられ、学校で教えられ、地域で育まれることにより、一生涯自ら学び続けることができます。そのためにも、家庭・学校・地域が一体となった教育が肝要です。大人の責任で新冠の未来を担う人材をしっかりと

り見守り、ふるさとを忘れない、ふるさとに感謝し、ふるさとを愛する教育でふるさとのために汗を流す人づくりが求められています。教育委員会は、今年度も、議会・町民の皆さまのご理解のもと、「新冠町ふるさと教育」を進めてまいりますので、引き続きのご協力をお願い申し上げ、今年度の教育行政執行方針と致します。

○議長（芳住革二君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。暫時休憩します。再開は11時20分とします。

(休憩 11時 8分)

(再開 11時20分)

◎日程第3 議案第17号 平成28年度新冠町一般会計予算

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第3 議案第17号 平成28年度新冠町一般会計予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 議案第17号、平成28年度新冠町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。平成28年度新冠町一般会計予算につきまして、次に定めるとおりでございます。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ50億4500万円に定めようとするものでございます。2項、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものです。地方債第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債によるものです。後ほどご説明申し上げます。一時借入金第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は5億円と定めるものです。歳出予算の流用第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるものでございます。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用と定めるものでございます。それでは地方債の説明に入りますので、7ページをお開き願います。第2表地方債、本年度地方債の借り入れを起こしますのは、下段の臨時財政対策債まで合計3億6990万円を限度として、借り入れを起こすものです。起債の内訳といたしましては、全額交付税措置がされます臨時財政対策債を除きますと、2億1390万円となり、この内、8割交付税措置がされます辺地対策事業債、また7割措置されます過疎債。これらを精査しますと、実質的な一般財源は5961万円となります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりとなっております。次に事項別明細書の歳出から説明いたしますが、主な事業のみ説明させていただきます。なお、お手元に配布の資料として、予算説明資料、委託料一覧表及び工事請負費一覧表は、後ほどご覧いただくことで、よろしく願います。(以降、説明省略)

——歳出予算4款の説明終了後——

○議長（芳住革二君） 昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時とします。

（休憩 11時59分）

（再開 13時00分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。提案理由の説明を求めます。
中村 総務課長。

○総務課長（中村義弘君） （説明省略）

——歳入予算13款1項の説明終了後——

○議長（芳住革二君） 暫時休憩します。再開は2時15分とします。

（休憩 14時00分）

（再開 14時15分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。提案理由の説明を求めます。
中村 総務課長。

○総務課長（中村義弘君） （説明省略）以上が議案第17号 平成28年度新冠町一般会計予算の提案理由です。ご審議を賜り提案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第4 議案第18号 平成28年度新冠町簡易水道事業 特別会計予算

◎日程第5 議案第19号 平成28年度新冠町下水道事業 特別会計予算

○議長（芳住革二君） 日程第4 議案第18号 平成28年度新冠町簡易水道事業 特別会計予算、日程第5 議案第19号 平成28年度新冠町下水道事業 特別会計予算 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東 建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 議案第18号、平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由を説明申し上げます。131ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4804万円に定めようとするものでございます。第2条債務負担行為について説明いたしますので、134ページをお開きください。第2表債務負担行為、上下水道料金システム購入費。現在導入しているシステムのサポートがなくなるため、システムの更新を図るためのものでございます。期間、平成28年度から平成32年度まででございます。限度額423万4千円でございます。（途中説明省略）以上が議案第18号 平成28年度新冠町簡易水道事業 特別会計予算の提案理由です。ご

審議を賜り提案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号の説明をいたしますので、150ページをお開きください。議案第19号、平成28年度新冠町下水道事業特別会計予算について提案理由を説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2682万円に定めようとするものでございます。第2条債務負担行為について説明いたしますので、153ページをお開きください。第2表債務負担行為、上下水道料金システム購入費。現在導入しているシステムのサポートがなくなるため、システムの更新を図るためのものでございます。期間平成28年度から平成32年度まででございます。限度額181万5千円でございます。第3条地方債について説明いたしますので、154ページをご覧ください。第3表地方債、起債の目的、下水道施設整備事業マンホールポンプ場改築工事及び新冠ポンプ場自動スクリーン改築工事等を実施するためのものでございます。限度額3120万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。(途中説明省略)以上が議案第19号 平成28年度新冠町下水道事業 特別会計予算の提案理由です。ご審議を賜り提案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第6 議案第20号 平成28年度新冠町国民健康保険特別会計 事業勘定
予算

◎日程第7 議案第21号 平成28年度新冠町後期高齢者医療 特別会計予算

○議長(芳住革二君) 日程第6 議案第20号 平成28年度新冠町国民健康保険特別会計 事業勘定予算、日程第7 議案第21号 平成28年度新冠町後期高齢者医療 特別会計予算 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。堤 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堤秀文君) 議案第20号、平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算について提案理由をご説明いたします。平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定の予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9956万2千円と定めようとするものであります。第2項歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとします。一時借入金、第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものであります。歳出予算の流用、第3条地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。第1号保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とします。(途中説明省略)以上が議案第20号平成28年度新冠町国民健康保険特別会計 事業勘定予算の提案理由です。ご審議を賜り提案どおりご決定いただきますようお願い

申し上げます。

続きまして、議案第21号を説明しますので、192ページをお開き下さい。議案第21号、平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由を説明いたします。平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計の予算を次のとおり定めようとするものであります。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6678万9千円と定めるものでございます。第2項、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものとします。一時借入金、第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めようとするものであります。(途中説明省略)以上が議案第21号 平成28年度新冠町後期高齢者医療 特別会計予算の提案理由です。ご審議を賜り提案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第8 議案第22号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定
予算

○議長(芳住革二君) 日程第8 議案第22号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山下 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(山下利幸君) 201ページをお開きください。議案第22号、平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算の提案理由について説明申し上げます。平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定の予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3656万3千円と定めようとするものです。第2項歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものです。第2条一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を500万円と定めようとするものです。(途中説明省略)以上が議案第22号平成28年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定予算の提案理由です。ご審議を賜り提案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第9 議案第23号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別
会計予算

○議長(芳住革二君) 日程第9 議案第23号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本 診療所事務長。

○診療所事務長（坂本隆二君） 223ページをお開きください。議案第23号、平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計の予算を次のように定めようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億6596万1千円に定めようとするものであります。第2項歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとします。第2条一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1000万円と定めるものであります。（途中説明省略）以上が議案第23号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計予算の提案理由です。ご審議を賜り提案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第10 会議案第1号 特別委員会の設置について

○議長（芳住革二君） 日程第10 会議案第1号 特別委員会の設置について を議題とします。ただ今、提案理由の説明がありました、議案第17号から第23号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議員全員で構成する平成28年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会 を設置し、議案第17号から第23号までを付託のうえ、審査することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、議案第17号から第23号までの7件は、ただいま設置されました平成28年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。なお、ただいま設置されました平成28年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会においては、正・副委員長を互選し、後刻報告願います。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は、全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(15時38分散会)